

川棚町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 15,027	千円 6,095,399	千円 100,739	千円 832,227	% 13.7	% 16.0

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

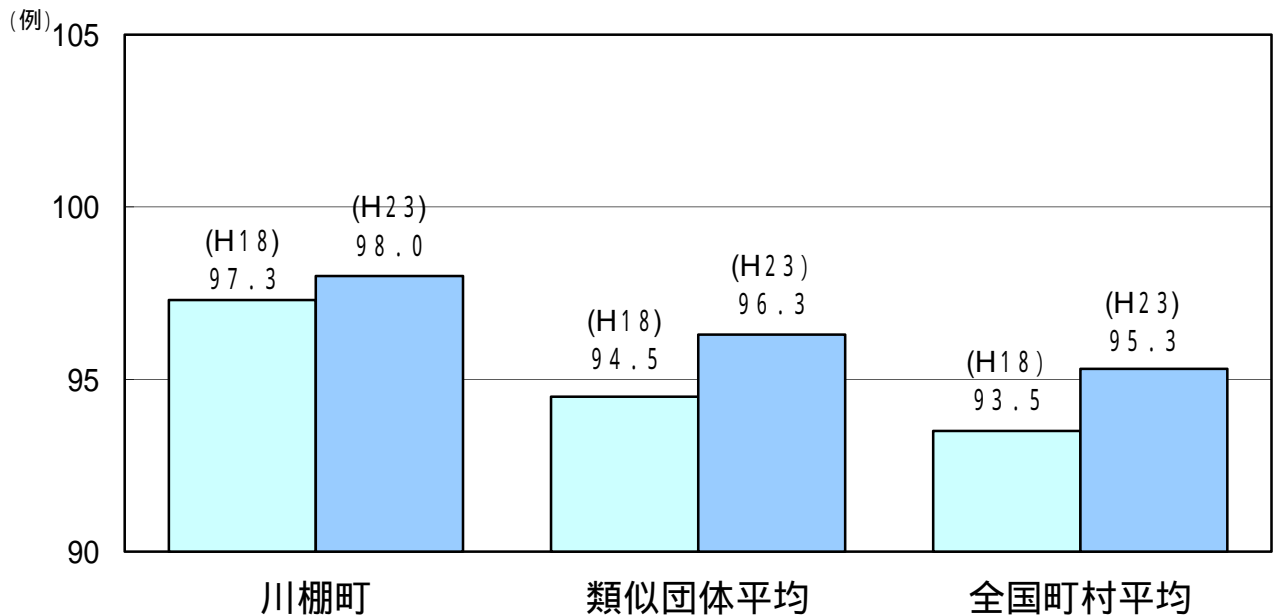
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)21年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 100	千円 363,526	千円 46,611	千円 128,831	千円 538,968	千円 5,390	千円 5,733

(単位:千円)

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
23年度	円 380,086	円 381,737	円 -1,651	-0.20%	-0.20%	-0.23%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレスを比較した平均給与月額である。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
23年度	月 3.96	月 3.95	月 0.01	月 3.95	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業者で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(23年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
川棚町	39.8 歳	307,300 円	355,197 円	326,722 円
長崎県	43.9 歳	344,508 円	428,285 円	380,434 円
国	42.3 歳	327,205 円	- 円	397,723 円
類似団体	43.1 歳	323,344 円	377,923 円	351,123 円

技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A / B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給料月額 (B)
川棚町 (調理員)	50.8歳	5人	354,200円	362,120円	360,120円	調理士	45.4歳	212,400円	1.70
長崎県	49.6歳	312人	327,665円	377,779円	352,133円	-	-	-	-
国	49.5歳	3,689人	283,862円	-円	321,662円	-	-	-	-
類似団体	48.3歳	13人	287,269円	311,840円	300,179円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
川 棚 町 (調 理 員)	5,692,345 円	2,915,900 円	1.95

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20年～22年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算額である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区 分		川棚町	長崎県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	154,300 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(23年4月1日現在)

区 分		平均給料月額	平均経験年数
一般行政職	大学卒	285,750 円	12 年 11 月
	高校卒	315,082 円	21 年 5 月
技能労務職	高校卒	356,532 円	30 年 2 月

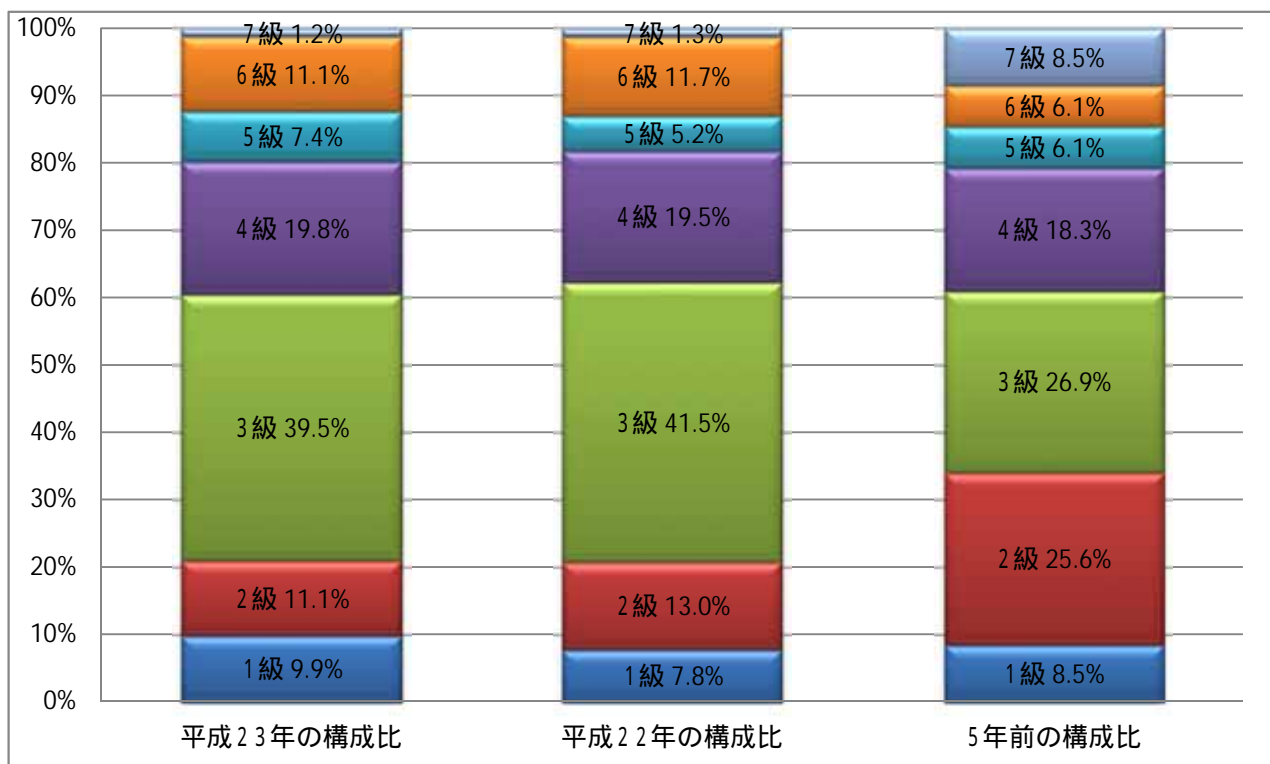
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、主事補、技師、技師補、保健師、栄養士、保育士の職務	8 人	9.9 %
2 級	主事、技師、保健師、栄養士、保育士の職務	9 人	11.1 %
3 級	主任、係長の職務	32 人	39.5 %
4 級	高度の知識又は経験を必要とする係長の職務	16 人	19.8 %
5 級	課長補佐の職務	6 人	7.4 %
6 級	会計管理者、課長、局長、室長、次長、学校給食センター所長、参事の職務(以下「課長等」という。)	9 人	11.1 %
7 級	高度な知識及び相当の経験を経た課長等の	人	%

職務(参事を除く。)	1	1.2
合計	人 81	% 100.0

- (注) 1 川棚町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川 棚 町	長 崎 県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,288 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,600 千円	1人当たり平均支給額(22年度) - 千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ~ 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5% ~ 20%、管理職加算10% ~ 20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5% ~ 20%、管理職加算10% ~ 25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

川 棚 町			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分

最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	

(3) 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度一般会計決算)		158 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度一般会計決算)		9,875 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		16.0 %	
手当の種類(支給実績にかかる手当数)		町税等徴収手当、犬猫処理手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税等徴収手当	徴税吏員・徴収吏員	町税等の臨戸訪問による徴収	・日額500円(外勤2時間以上) ・徴収1件につき50円
犬猫処理手当	取扱いに従事した者	飼い主不明の犬・猫の死骸処理	1,300円/個
行旅病人等取扱い手当	取扱いに従事した者	行旅病人の取扱い	1,000円/回
死亡人取扱い手当	取扱いに従事した者	行旅死亡人の取扱い	3,000円/回
伝染病防疫作業従事手当	取扱いに従事した者	伝染病防疫の取扱い	1,000円/日

(4) 時間外勤務手当

支給実績(21年度一般会計決算)	16,104 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度一般会計決算)	164 千円
支給実績(22年度一般会計決算)	14,128 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度一般会計決算)	165 千円

(5) その他の手当(23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度一般会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度一般会計決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・配偶者以外 1人につき6,500円 (配偶者なしの場合は、そのうち1人につき11,000円) ・16歳～22歳までの子は	同じ		千円 10,897	円 236,891
住居手当	・月額12,000円を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に家賃等に応じた計算式により最高27,000円までの手当を支給	同じ		千円 4,426	円 245,888
通勤手当	・原則として徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上の職員で、交通機関等を利用する場合はその運賃等相当額。自動車等を利用する場合は通勤距離に応じて2,000円～24,500円を支給	同じ		千円 3,591	円 66,500

管理職手当	管理又は監督の地位にある課長、室長等に給料月額額の10%、参事に8%を支給	異なる	支給割合が異なる	千円 5,553	円 50,272
-------	---------------------------------------	-----	----------	-------------	-------------

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	市区町村長	518,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 854,000 円 / 505,000 円
	副市町村長	501,500	円	710,000 円 / 448,000 円
	教 育 長	476,000	円	
報酬	議 長	305,000	円	420,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	251,000	円	360,000 円 / 180,000 円
	議 員	228,000	円	345,000 円 / 158,000 円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(22年度支給割合) 2.85 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(22年度支給割合) 2.85 月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式) (支給時期) 報酬月額 × 500 / 100 × 年数 任期毎		
	副市町村長	報酬月額 × 300 / 100 × 年数 任期毎		

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

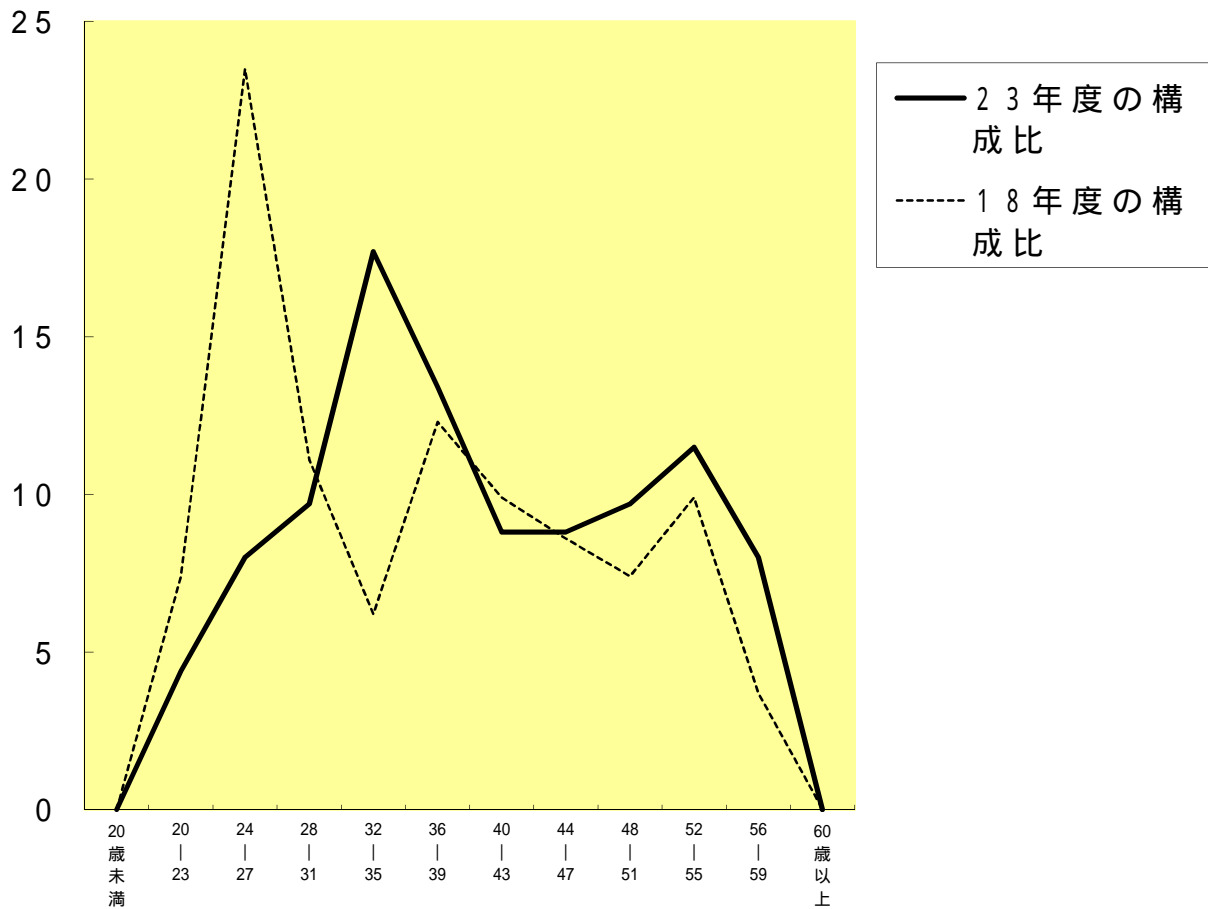
区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	3	育児休業者
		総 務	22	25		
		税 務	10	10		
		農 林 水 産	10	10	1	欠員不補充
		商 工	2	2		
土 木		9	9			
民 生		12	11			
衛 生	10	10				
計	77	79	2	参考 人口1万人当たりの職員数 52.50 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数67.32人)		
教 育 部 門	16	13	3	職種転換		
小 計	93	92	1	参考 人口1万人当たりの職員数 61.14 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数87.96人)		

公 営 企 業 計 等 部 門	水道課水道事業	9	9		
	水道課下水道事業	5	5		
	その他	7	7		
	小計	21	21	0	
合計		114	113	1	参考
		[128]	[128]	[0]	人口1万人当たりの職員数 75.09 人

(注) []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)

%



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	9人	11人	20人	15人	10人	10人	11人	13人	9人	0人	113人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

(注) 定員管理数値には教育長を含む。

(単位：人・%)

区 分 部 門		18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	職員数	83	82	79	80	77	79	
	増 減		-1	-3	1	-3	2	-4(95.1%)
教 育	職員数	21	20	20	18	17	14	
	増 減		-1	0	-2	-1	-3	-7(66.6%)
公 営 企 業 等 会 計	職員数	25	25	23	24	21	21	
	増 減		0	-2	1	-3	0	-4(84.0%)
計	職員数	129	127	122	122	115	114	
	増 減		-2	-5	0	-7	-1	-15(88.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	258,710	68,191	60,148	23.2	26.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	9	33,201	4,696	12,136	50,033	5,559

(参考)21年度平均 一人当たり給与費	千円
	6,276

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
企 業 職	44.7 歳	330,920 円	377,841 円
一般行政職	39.8 歳	307,300 円	355,197 円

1 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川 棚 町		川棚町 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)	
1,348 千円		1,288 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5%~10%		役職加算 5%~10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(23年4月1日現在)

川 棚 町			川 棚 町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

ウ 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	1 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	250 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	20.0 %		
手当の種類(支給実績にかかる手当数)	町税等徴収手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道料徴収手当	徴収吏員	水道料金の臨戸訪問による徴収	・日額500円(外勤2時間以上) ・徴収件数1件につき50円

エ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	3,305 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	331 千円
支給実績(22年度決算)	988 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	99 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・配偶者以外1人につき6,500円 (配偶者なしの場合は、そのうち1人につき11,000円) ・16歳～22歳までの子は5,000円加算	同じ		千円 1,889	円 221,250
住居手当	・月額12,000円を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に家賃等に応じた計算式により最高27,000円までの手当を支給	同じ		千円 324	円 216,000
通勤手当	・原則として徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上の職員で、交通機関等を利用する場合はその運賃等相当額。自動車等を利用する場合は通勤距離に応じて2,000円～24,500円を支給	同じ		千円 112	円 36,733
管理職手当	管理又は監督の地位にある課長、室長等に給料月額額の10%, 参事に8%を支給	同じ		千円 254	円 253,866

定員管理の数値目標及び進捗状況

(単位:人・%)

区分		18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
部門	水道事業	職員数	12	12	11	9	9	
	増減		0	-1	-2	0	0	-3(75%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。